

環境影響評価調査計画書審査意見書

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称：東武鉄道株式会社

代表者：取締役社長 根津 嘉澄

所在地：東京都墨田区押上二丁目 18 番 12 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業

種 類：鉄道の改良

3 対象事業の区間及び延長

起 点：板橋区板橋二丁目

終 点：板橋区仲町

延 長：約 1.6km

第2 意見

【騒音・振動】

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の集合住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。